

マルチナンバーレスカードに関する特約

後記1条に定めるマルチナンバーレスカードの利用に際しては、後記1条から16条までの追加特約（以下「マルチナンバーレスカード特約」という。）を適用します。なお、特段の定めのない限り、Oliveフレキシブルペイ会員規約（以下「本規約」という。）における定義はマルチナンバーレスカード特約においても適用されるものとします。

第1条（目的）

マルチナンバーレスカード特約は、株式会社三井住友銀行（以下「当行」という。）および三井住友カード株式会社（以下「当社」という。）が発行するOliveフレキシブルペイ（以下「本フレキシブルペイ」という。）の機能（本規約により定められた機能をいい、以下「フレキシブルペイ」という。）、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能（当行の「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」等により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）と、ジェイデビットカードとしての機能（「ジェイデビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下「ジェイデビットカード機能」という。）を一体化し、それらの機能を1枚で提供する、「マルチナンバーレスカード」に関して定めるものです。なお、マルチナンバーレスカードは本規約に定める家族カードを含まないものとします。

第2条（マルチナンバーレスカードの発行・貸与）

1. 当行の「普通預金規定」、「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、本規約、マルチナンバーレスカード特約等を承認のうえ、当行および当社にマルチナンバーレスカードの利用を申し込み、当行および当社が認めた者（以下「利用者」という。）に対し、当行および当社は、「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」により発行されるキャッシュカード（以下「キャッシュカード（普通預金）」という。）および本規約により発行される本カードに代えて、マルチナンバーレスカードを発行し貸与するものとします。
2. 利用者がマルチナンバーレスカードのキャッシュカード機能を利用して預金を払い戻す場合には、届出の暗証番号を入力するものとします。
3. 利用者が、前記2の場合において、暗証番号の入力に加え、生体認証を用いることを希望する場合には、当行所定の手続きにより行うものとします。なお、キャッシュカード機能を利用する取引の際に生体認証が必要となる取引を「生体認証取引」といい、生体認証取引には、「生体認証取引にかかる特約」が適用されるものとします。

第3条（マルチナンバーレスカードの所有権）

1. マルチナンバーレスカードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、マルチナン

バーレスカードは利用者に貸与されるものとします。

2. 利用者は、マルチナンバーレスカードについて、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

第4条（別にカードを発行する場合等）

1. キャッシュカード用と、キャッシュローンまたはカードローン用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするマルチナンバーレスカードを発行する場合は、当行は利用者に対し、マルチナンバーレスカードとは別にキャッシュローンまたはカードローン専用のカードを発行し貸与するものとします。

2. 普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするマルチナンバーレスカードを発行する場合は、当行は利用者に対し、マルチナンバーレスカードとは別に、貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとします。

3. 利用者がマルチナンバーレスカードの発行を既に受けている場合には、当該マルチナンバーレスカードの決済口座となっている普通預金口座について、普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードは同時に発行されないものとします。

第5条（マルチナンバーレスカードの発行）

マルチナンバーレスカードの発行は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。

第6条（マルチナンバーレスカードの取扱い）

1. 利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器（以下「自動機」という。）においてマルチナンバーレスカードを利用する場合は、マルチナンバーレスカードに記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とフレキシブルペイを使い分けするものとします。

2. 利用者が、マルチナンバーレスカードのジェイデビットカード機能およびフレキシブルペイの両機能を使用できる加盟店においてマルチナンバーレスカードを利用する場合には、マルチナンバーレスカードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。

3. 前記1および2において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第7条（マルチナンバーレスカードの有効期限）

1. マルチナンバーレスカードのキャッシュカード機能およびジェイデビットカード機能の有効期限は、マルチナンバーレスカードを発行する際に送付するカード台紙、三井住友銀行アプリまたはVpass アプリに表示されたフレキシブルペイの有効期限と同一とします。
2. 当行および当社は、前記1の有効期限までに、有効期限を更新した新たなマルチナンバーレスカードを発行し、利用者の当行届出の住所に送付します。
3. 利用者は、有効期限を更新した新たなマルチナンバーレスカードを受領したときには、有効期限経過後のマルチナンバーレスカードを利用者本人の責任において廃棄するものとします。

第8条（マルチナンバーレスカードの喪失等）

1. 利用者は、マルチナンバーレスカードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下併せて「喪失等」という。）にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。
2. 喪失等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能およびジェイデビットカード機能を停止するものとします。また喪失等の通知を当社が受けた場合には、当社がフレキシブルペイを停止するものとします。
3. 前記2にかかわらず、当行および当社のいずれかに喪失等の通知があった場合、当行がキャッシュカード機能およびジェイデビットカード機能を、当行および当社がフレキシブルペイをそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行もしくは当社または両社の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行および当社は責任を負わないものとします。
4. マルチナンバーレスカードの喪失等により生じた損害の処理に関しては、キャッシュカード機能に係る損害については「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」等を、ジェイデビットカード機能に係る損害については「ジェイデビットカード取引規定」を、フレキシブルペイに係る損害については本規約を、それぞれ適用することとします。

第9条（届出事項の変更）

1. 利用者は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合またはキャッシュカード（普通預金）の暗証番号を変更する場合には、遅滞なく両社所定の方法により届出を行うものとします。利用者が当行に届け出た変更事項（キャッシュカード（普通預金）の暗証番号の変更を除く。）は、当行から当社へ連絡し、これをもって本規約に定める届出があったものとします。
2. 前記1のうち氏名に変更があった場合、またはキャッシュカード（普通預金）の暗証番号を変更する場合には、利用者は当該マルチナンバーレスカードをあわせて当行に提出す

るものとしします。なお、これにより新たにマルチナンバーレスカードが交付されるまでの間、利用者がマルチナンバーレスカードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとしします。

3. 前記1に定める届出事項について変更の届け出が行われなかったことにより利用者がマルチナンバーレスカードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとしします。

第10条（マルチナンバーレスカードの解約）

利用者の責によりマルチナンバーレスカードの再発行ができない場合、マルチナンバーレスカードの更新発行は行わず、当社および当行は本フレキシブルペイの解約をすることができるものとしします。この取扱いに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとしします。

第11条（フレキシブルペイの一時停止等）

1. 利用者が本規約またはマルチナンバーレスカード特約に違反しもしくは違反するおそれがあると合理的に判断した場合には、当社はフレキシブルペイを一時停止することができるものとしします。

2. 当社が前記1によりフレキシブルペイの一時停止を行った場合および本規約に定める会員資格の取消を行った場合（以下併せて「一時停止等の場合」という。）には、同時にキャッシュカード機能は利用できなくなるものとし、当行はキャッシュカード（普通預金）等当行所定のカードを発行し貸与できるものとしします。

3. 一時停止等の場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できません。

4. 一時停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、当行および当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、マルチナンバーレスカードを回収することができるものとしします。利用者は、当行または当社からマルチナンバーレスカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとしします。

第12条（再発行手数料等）

1. 利用者は、マルチナンバーレスカードの再発行を申し込む場合には、両社所定の方法で届出るものとしします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行に届出があった場合は、当行から当社に送付し、これをもって本規約に定める本フレキシブルペイの再発行の届出があったものとしします。

2. 当行および当社が、マルチナンバーレスカードの再発行に応じるときは、当行および当社所定の手続をした後にマルチナンバーレスカードまたは当行所定のカードを再発行または発行します。

3. 前記2に定めるカードが再発行または発行される場合には、利用者は、当行および当社所定の手数料を支払うものとします。

第13条（情報の管理および同意）

1. 利用者は、当行および当社がそのどちらか一方に対して、もしくは当行または当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、マルチナンバーレスカードの発行、交付、その他マルチナンバーレスカードの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、本フレキシブルペイ会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

2. 利用者は、当行と当社との間において、以下の目的・範囲内で、利用者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

（1）目的

マルチナンバーレスカードの発行・交付、および当行並びに当社が利用者の管理を行うため

（2）情報の範囲

本申込書等に記載された利用者の属性情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など）およびその変更内容、決済口座番号、本フレキシブルペイ会員番号、マルチナンバーレスカードについての利用者に関する情報（当社の審査結果・会員資格の取消の事実等）、利用者と当行および当社との取引内容

3. 当行、当社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するものとします。

第14条（関係規定）

マルチナンバーレスカード特約に特段の定めがない限り、マルチナンバーレスカードのキャッシュカード機能については当行の「普通預金規定」、「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」、「SMBCダイレクト利用規定」、「生体認証取引にかかる特約」その他関係規定により、フレキシブルペイについては本規約等その他関係規定により、ジェイデビットカード機能については「ジェイデビットカード取引規定」により取り扱います。

第15条（マルチナンバーレスカード特約の変更等）

1. マルチナンバーレスカード特約の各条項およびその他の条件は、金融情勢、法令その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行の店頭表示、両社ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2. 前記1の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(2024年4月16日改定)